

学校行事「ときめき」（旅行代金口座自動引落）契約約款（WEB申込）

第1条（目的）

この約款は、東武トップツアーズ株式会社（以下「当社」といいます）が取扱う学校行事「ときめき」（旅行代金口座自動引落）契約申込WEBサイト（「学校名・旅行名」）に表示された当社及び当社指定の代理業者経由の取扱う行事を対象にして、お客様と締結する「旅行代金口座自動引落」契約（以下、「ときめき」契約という）について、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 学校
学校教育法に定める学校、専修学校および各種学校をいう。
- (2) 教育旅行
学校が学校行事として実施する旅行で、学校の児童、生徒または学生が参加するものをいう。
- (3) 生徒等
教育旅行に参加する予定の児童、生徒として、その保護者によって指定された者をいう。
- (4) お客様
生徒または学生の保護者等で当社に対し、「ときめき」契約の申込みをした者をいう。
- (5) 満期旅行代金額（満期額面額）
引落しをした合計金額と早期割引額（申込書の「早期旅行申込割引額」に表記された金額）を合算した額をいう。

第3条（契約の申込み・引落コース）

当社に、本件契約の申込みをしようとするお客様は、専用WEB画面にて、次の引落コースを選択し、必要事項を入力して登録いただきます。

- (1) 分割引落コース
旅行代金を毎月均等分割して、お客様の金融機関口座から自動引落しするコースです。
- (2) 一括引落コース
旅行代金を一括して、お客様の金融機関口座から自動引落しするコースです。

第4条（契約の成立と契約番号の付与）

本件契約は、当社が前条の登録を確認した後、当社が承諾したときに成立します。

2. 当社は、「ときめき」契約成立後、お客様に対し、所定の手続き終了後に契約番号を付与します。

第5条（口座自動引落等）

旅行代金口座自動引落金額は、お客様との「ときめき」契約成立後、当社指定の金融機関の中からお客様が指定した金融機関の預・貯金口座からの自動振替（以下、「引落サービス」といいます）により、引落させていただきます。

2. 当社は、引落サービス利用の場合、お客様の預・貯金通帳に記載された記録をもって領収証に代えさせていただきます。

第6条（精算返金・返金方法）

満期旅行代金額が、対象となる教育旅行の実際の旅行代金を超える場合、および、旅行終了後の精算により返金の必要が生じた場合は、当社はお客様にその額を返金します。

2. 前項の場合、現金の引渡し、または引落サービスを行った預・貯金口座への振込みのいずれかの方法にて返金いたします。なお、返金にあたり振込手数料等が生じる場合は、振込手数料等相当額を差引いて返金いたします。

3. 第1項において、旅行取消料が生じた場合には当該取消料を控除して返金いたします。

第7条（解約の申出・解約による返金）

お客様は、当社所定の変更申込書（変更・解約用）に必要な事項を記入のうえ、これを当社の「ときめきサポートセンター」に提出することにより、口座自動振替を中止し、「ときめき」契約を解約することができます（なお、分割引落コースは5日までにご提出いただければ、当月引落中止が可能です。）

2. 前項により「ときめき」契約を解約し、教育旅行に参加されないお客様には、当社が所定の変更申込書（変更・解約用）を受領した日から60日以内に、お客様に返金いたします。一括引落コースは満期月の前々月5日までに変更申込書（変更・解約用）をご提出（当社受領）いただければ60日以内に返金可能ですが、前々月6日以降につきましては、満期日以降引落をした金額を返金いたします。返金方法は第6条第2項によるものとします。ただし、「ときめき」契約が解約となっても、教育旅行に参加する場合には、お客様に返金いたしませんので、ご了承ください。

3. 前項による返金額は引落済みの旅行代金から、解約事務手数料500円（税込）を差引いた金額とします。

4. 前項の定めに関わらず、天変地異、その他止むを得ない事由により旅行の実施が取り止めとなった場合による解約については、当社は、すでにお支払いいただいた旅行代金をお客様に返金いたします。返金方法は第6条第2項によるものとします。

第8条（口座引落代金不足の場合の措置）

分割引落コースでは、資金不足等の理由により引落日にお客様の指定した預・貯金口座から所定金額の引落しができないときは、翌月の引落日に前回の引落しできなかった金額をあわせて引落しいたします。

2. 一括引落コースでは、資金不足等の理由により引落日にお客様の指定した預・貯金口座から所定金額の引落しができないときは、翌月の引落日相当日に再度口座引落金額を一括引落しいたします。

第9条（早期割引額）

旅行代金からの早期割引額の割引は申込書に記載された満期日に適用となります。資金不足等の理由により所定金額の引落しが2回以上できず、口座自動振替が自動解除になった場合、および、お客様からの解約の申し出をされた場合は早期割引額の割引適用は受けられません。

2. 一括引落しコースにおいて、第8条第2項の事由に該当する場合は、満期日が1ヶ月延長されます。

第10条（契約の解除）

お客様は、当社の責めに帰すべき事由により、「ときめき」契約による対象旅行の代金支払いができなくなったときは、「ときめき」契約を解除できます。

2. 第8条の場合、当社は、お客様に対しお支払を書面で催告し、1ヶ月後の所定の支払日に再度お支払がなかったときは、「ときめき」契約を解除できます。

第11条（解除の効果）

前条第1項により「ときめき」契約が解除されたときは、分割引落コースについてはそれまでに引落した旅行代金の総額と、その旅行代金に対して引落した日から払い戻し日までの間について年6%を乗じて算出した金額の合計額を、一括引落コースについては引落した旅行代金の金額と、その旅行代金に対して引落した日から払い戻し日までの間について年6%を乗じて算出した合計額をお客様に現金で払戻しいたします。

2. 前条第2項により「ときめき」契約が解除された場合において、対象となる教育旅行に参加される場合には、解除の効力は将来に向けてのみのものとし、お客様に返金はいたしません。対象となる教育旅行に参加されないときは、当社は、すでに引落済みの旅行代金から解約事務手数料500円（税込）を差引いた金額を返金いたします。返金方法は第6条第2項によるものとします。（いずれの場合も「早期割引額」は加算されません）。

第12条（申込み事項の変更）

お客様は、お申込みの際に登録した第3条に規定する住所、ご連絡先、氏名に変更があったときは、直ちに所定の変更申込書（変更・解約用）に変更事項を記入のうえ、当社の「ときめきサポートセンター」に通知しなければなりません。また、預・貯金自動引落口座の変更はできません。

2. 前項の届出がない場合その他お客様の責に記すべき事由により、当社からの通知、送付書類等が延着または到着しなかった場合は、通常到着するべきときに到達したものとみなします。

3. お客様は、「ときめき」契約において定めた満期旅行代金額、引落コース、早期割引額、口座振替金額、口座自動振替の引落日および引落期間を変更することはできません。

第13条（権利譲渡の禁止）

お客様が、「ときめき」契約に基づき取得する当社に対する権利は譲渡、質入れ等の処分をすることはできません。

第14条（特約）

当社がお客様との間で、この約款の定めと異なる特約を書面で結んだときは、その特約が優先します。

第15条（業務委託）

当社は、当該契約の管理・履行に係る業務を、下記企業に委託しています。

1. 案内に係る業務
(株) トップパンTDK レーベル 東京都港区芝浦3-19-26
2. 預金口座自動振替に係る業務
みずほファクター(株) 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング

第16条（管轄）

「ときめき」契約に関する当社とお客さまの間での紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。